

## 令和4年度 小型風力発電設備の立地状況調査業務 仕様書

### 1. 件名

令和4年度 小型風力発電設備の立地状況調査業務

### 2. 業務の目的

我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、「地球温暖化対策計画」(2021、環境省)では、風力発電設備も含めた再生可能エネルギーの最大限の導入を掲げている。また、最大限の導入のためには、地域と共生する形で適地の確保に取り組むことが必要である。

「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成二十三年法律第百八号「旧再生可能エネルギー電気特別措置法」)による「再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度」は、2016~2018年度の認定実績と、2022年10月現在の未稼働案件数も多い状態である。これらについては、旧再生可能エネルギー電気特別措置法が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の改正(施行2022年4月1日「新再生可能エネルギー電気特別措置法」)において運転開始期限を設ける制度措置等がなされたことから、特に2022~25年度頃に小型風力発電設備の駆け込み建設が生じる可能性がある。

この点、小型風力発電設備については、法・条例の環境影響評価手続きの対象外であるが、近年問題となる事例が見られる。このため、基礎自治体が策定したガイドラインなどの情報をもとに、小型風力発電設備に係る国内の環境配慮の取り組みなどの最新動向等について、情報収集・整理、分析等を行うことを目的とする。

また、小型風力発電設備についても、実際にオジロワシのバードストライクが生じるなど鳥類等への影響が懸念されることから、小型風力発電設備の設置が比較的多い地域である北海道において、バードストライク事例の現地調査を行い、ガイドラインの情報等を含め自治体等が活用できるよう取りまとめを行い、周知することとする。

なお、本事業では、小型風力発電設備として出力20kW未満のものを対象とする。

### 3. 業務の内容

本業務の内容については、北海道地方環境事務所担当官(以下、「環境省担当官」とする。)と協議のうえ実施し、上記目的を達するよう業務を遂行するものとする。

#### (1) 小型風力発電設備の立地状況等の整理(全国対象)

##### ① 自治体等の風力条例、ガイドライン等の収集・配慮項目の整理

環境省では、過年度に全国を対象として自治体別風力条例・ガイドライン一覧（制定日、配慮項目等を整理。196自治体）をとりまとめた。

本業務では、上記とりまとめの時点更新（ガイドライン等の追加・収集、配慮項目の整理等）を行う。

## ②小型風力発電設備のFIT制度認定状況等整理

環境省では、過年度に全国を対象として小型風力発電設備のFIT制度認定状況とりまとめた。

本業務では、上記とりまとめの時点更新を行い、年度別認定数、稼働案件数・未稼働案件数・失効案件数等の推移等を整理図表化し、今後の着工申込み動向等を整理する。

## （2）小型風力発電設備の立地状況等の確認（北海道対象）

### ①地域概況の整理

前出の「②風力発電設備のFIT制度認定状況等整理（全国対象）」を踏まえて、北海道において小型風力発電設備が設置されている、または設置が見込まれる基礎自治体（以下「対象自治体」という。）ごとに、環境省「環境アセスメントデータベース EADAS」等の掲載データをもとに、自然的状況や社会的状況などの地域概況を自治体等が活用できるよう整理する。

### ②風力発電設備位置確認

環境省「環境アセスメントデータベース EADAS」において、FIT制度情報に基づく風力発電設備の位置情報は、街区レベル・住居レベルでのGISアドレスマッチングにより表示されている。一般的に利用可能なアドレスマッチング手法を対象として、風力発電設備10事業程度を対象として、実際の立地位置（空中写真等利用）との差異を検証する。

### ③地域概況を踏まえた現地確認（北海道対象）

小型風力発電設備周辺で海ワシ類の死骸が発見されバードストライクであるおそれがある7か所（「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（令和4年8月、環境省）pp.20-21）について、現地確認調査を実施し、バードストライク防止の要点を検討する。

## （3）結果の取りまとめ

「（1）風力発電設備の立地状況等の整理」について、ガイドラインの情報等を含め自治体等が活用できるよう取りまとめを行う。

また、「（2）小型風力発電設備の立地状況等の確認」については、本報告書資料編に対象自治体別にとりまとめ、北海道内対象自治体に資料編を送付（送料含む）するものとする。

#### (4) 打ち合わせ

業務計画立案時、中間、報告書案策定時の計 3 回程度、打合せを実施する。打合せ終了後、速やかに打合せの記録をメール等で環境省担当官へ提出し、確認を受けること。

#### (5) 報告書の作成

上記(1)～(3)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

#### (6) 留意事項

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み必要に応じてオンライン対応を行うなど、感染症対策に努めること。

### 4. 業務履行期限

契約締結日から令和 5 年 3 月 20 日まで

### 5. 成果物

・ 報告書(本編・資料編、電子媒体 2 枚) 20 部 (A4 判 300 頁程度、チューブファイル)

・ 送付資料(報告書資料編、電子媒体 1 枚) 205 部

(A4 判 250 頁程度、くるみ製本、電子媒体 1 枚。内 179 部は道内各自治体送付(送付料含む))

なお、本編・資料編の電子媒体は、本編・資料編の PDF ファイル及びオリジナルファイル、収集した元データ及び GIS データ(主題図等含む QGIS 及び ArcGIS 型式)を収納。

送付資料(報告書資料編)は、資料編部分の PDF ファイル・オリジナルファイル、GIS データ(主題図等含む QGIS 及び ArcGIS 型式)を収納。

提出場所：北海道地方環境事務所 環境対策課

※資料編 179 部は、道内各自治体への送付状等で検収。

### 6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から北海道地方環境事務所に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含め

て、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章: Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・ 計算表: 表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・ プレゼンテーション資料: Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・ 画像: BMP 形式又は JPEG 形式
- ・ GIS: 最終成果物は主題図を含む QGIS 及び ArcGIS 型式とする。

(3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、北海道地方環境事務所以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

## 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。